

2025 年 10 月 17 日

ISMAP 管理基準（案）に対する意見

Business Software Alliance（ビジネス・ソフトウェア・アライアンス、以下 BSA）¹は、国家サイバー統括室、デジタル庁、総務省、経済産業省に対して「ISMAP 管理基準（案）」（以下、「改定案」）に関する意見を提出する機会が得られたことに感謝します。

BSA は、エンタープライズソフトウェア業界のグローバルな業界団体です。BSA の会員企業は、クラウドコンピューティングサービスをはじめとする革新的な技術開発の最前線に立ち、世界各国の政府機関が安全で信頼性が高く、市民に寄り添ったデジタルサービスを提供できるよう支援しています。

我々は、日本政府が行政機関全体における安全なクラウドサービスの導入を推進し、ISMAP 制度改善において関係者との対話を重ね、継続的な取り組みをしていることを高く評価しています。政府が本制度の見直しに取り組む中で、以下の提言が課題の解決と公共部門におけるクラウドのさらなる導入促進に寄与することを期待しております。

改定された詳細管理策を明確化し、理解を促進すること

詳細管理策の項目数を 1,163 項目から 322 項目に削減した改定案を我々は歓迎します。この簡素化は、制度の明確性と運用効率の向上に向けた前向きな一歩です。一方で、詳細管理策の抽象度が上がったことから、すべての詳細管理策については原則としてクラウドサービスプロバイダー

（CSP）が実施すべきことを求める要件は、一定の曖昧さを生じさせる可能性があります。改定案では、詳細管理策については、「リスク分析の結果、合理的な適用が不可能もしくは不要」と判断した場合、対象外とすることができるとしています。さらに、将来的にガイドラインを策定し、統制目標及び詳細管理策を対象外とできる理由の考え方や例示、詳細管理策の実施に当たって CSP が個別管理策を手引き²から選択する場合の考え方や例示等を解説すると述べています。

¹ BSA のメンバーは以下の通り：Adobe, Alteryx, Amazon Web Services, Asana, Atlassian, Autodesk, Avalara, Bentley Systems, Box, Cisco, Cloudflare, Cohere, Cohesity, Dassault Systemes, Databricks, Docusign, Dropbox, Elastic, EY, Graphisoft, HubSpot, IBM, Informatica, Kyndryl, MathWorks, Microsoft, Notion, Okta, OpenAI, Oracle, PagerDuty, Palo Alto Networks, PTC, Rubrik, Salesforce, SAP, ServiceNow, Shopify Inc., Siemens Industry Software Inc., Trend Micro, TriNet, Workday, Zendesk, and Zoom Communications Inc.

² 参照文書 1-2 に記載されている「手引き」においては、詳細管理策をどのように実施できるかに関する参照情報を提示：
<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000299113>

これまで ISMAP におけるリスクベース・アプローチでの審査実績が乏しいことに鑑み、ガイドラインや実際の審査における運用基準の明確な設計が不可欠であると我々は考えます。例えば、従来記載されていた項目（改定案においては省略または統合された項目）が審査時に引き続き考慮されるかどうかは不明瞭なままです。改定案では従来の項目が手引きに移され、詳細管理策が依然として監査基準として満たされる必要があるようにも見えます。もしそうであれば、現行と同様の監査作業が必要となります。³今回の改定は、事業者の負担軽減を目的としていると我々は理解しております。改定の趣旨に沿い、改定案を修正し、手引きに記載された項目が監査を要する義務ではなく、参考情報であることを明記するよう求めます。また、ISMAP 標準監査手続⁴に記載されている監査における証跡サンプル提出に関する明確な運用指針を策定することを求めます。これらの点を明確化することで、制度実施において一貫性が保たれ、混乱を避けることができます。

我々は、制度運用開始までに制度官庁、審査機関、監査機関、CSP 間で集中的な議論をすることを推奨します。議論においては以下を目的とすべきです。

- ・適切なリスク判断に資する知見を共有できる仕組みの構築
- ・審査機関の能力強化
- ・運用基準を踏まえた CSP の内部体制構築の支援
- ・継続的な改善を可能とする仕組みの構築

また、ガイドラインにおいては、提示された事例が「参考例」であって「規定事項」ではないこと、ならびに CSP とその顧客がそれぞれの具体的な目的に応じて適切な管理策を柔軟に選択できることを明確にすることが重要です。

さらに、現行の ISMAP では AI サービスの評価体制が未整備である状況を踏まえ、今後策定される AI サービス及びサブサービスに関する言明要件が、AI サービスの利用実態に即したものであるようにすることを推奨します。

³ 別表 3 においては、削減された詳細管理策が提示されており、
<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000299112>

参考 2 において、現行で 4 桁管理策(X.X.X.X)とされている項目が「手引き」に移されていますが、
<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000299113>

「手引き」に記載されている項目についての取り扱いが明確ではなく、仮に、「手引き」に記載されている項目も、監査で必須とされるのであれば、運用上は事業者の負担は軽減しないこととなります。仮に、改正前の B 項目以外の項目も必須とされるのであれば、監査対象となる項目は増大することになります。

⁴ ISMAP 標準監査手続
https://www.ismap.go.jp/csm?id=kb_article_view&sys_kb_id=ae5a275d2b8cb610f0bbfd69fe91bfaa

4 桁管理策が「手引き」に移されたことで、運用状況を評価するランダムサンプリングをどのように考えるべきなのか明確となっておりません。改定後は、運用状況評価ランダムサンプリングの対象は別表 3 の管理策基準についてとするのか、あるいは、参考 2 の「手引き」に記載された項目についても対象とするのかを明確化することは、理解に役立ちます。

ガイドライン、その他の ISMAP 規程の公開時期は検討中とのことですが、改定管理基準の適用開始時期含め、大まかなスケジュールを提示することを求めます。関係者との協議、および組織内準備の時間を確保するためには、手引きとガイドラインの最終版の公表から適用開始まで十分な準備猶予期間を設けることを推奨します。

事前確認の枠組みを必須としないこと

改定案においては、実施しようとする管理策の妥当性について、制度（審査）による事前確認を受けることができる枠組みが提案されています。この制度の利用が任意である場合は有用な枠組みとなりますが、一方で利用が実質的に必須となる場合は、審査機関や CSP 双方にとって過度な負担となり、審査コスト増加と審査プロセスの長期化に繋がるリスクがあります。そのため、この枠組みの利用は任意であることを明示することを推奨します。

国際的に認められた規格を積極的に活用すること

内閣府より 2025 年 6 月に公表された「規制改革実施計画」（以下、「本計画」）⁵では、「他の認証制度を取得している場合には、該当の認証制度を活用し、監査項目を削減するなど、監査負担を軽減する方向で、ISMAP 管理基準等を改定する」と明記されています。内閣府が既存の認証の有用性を認識していることを我々は歓迎します。既存の認証は、サービスがユーザーのリスク管理ニーズを満たすことを保証することに加え、競争を促進し、政府機関が民間のイノベーションに遅れを取らないようにする上でも役立ちます。最近開催された ISMAP 制度改善の説明会においては、他の認証制度の活用については、監査枠組みにおいて反映される可能性があることが説明されました。本計画の確実な実施のためにも、ISO 27000 シリーズや SOC 2 等、CSP が取得した証跡の再利用の仕方に関して、関係者と十分な協議を行うことを推奨します。これらの認証を認め、重複する手続きをなくすことで、政府と CSP 双方の負担が軽減されます。

BSA は、クラウドセキュリティを世界的に強化する上で、同志国が適用可能な部分を相互に認め合う、相互認証制度の採用を推奨します（例：日本の ISMAP と米国の FedRAMP）。このようなアプローチにより、サイバーセキュリティとレジリエンスを広く向上させ、国際協力をさらに深め、政府機関が高度かつ最も安全なサービスへアクセスすることが可能となります。

結論

我々の提言をご検討頂けることに感謝します。今後の ISMAP 改善に関する議論に寄与できることを我々は期待しております。今回の意見に関し、ご質問や詳細な協議のご希望があれば、ぜひお知らせください。

⁵https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/250613/01_program.pdf